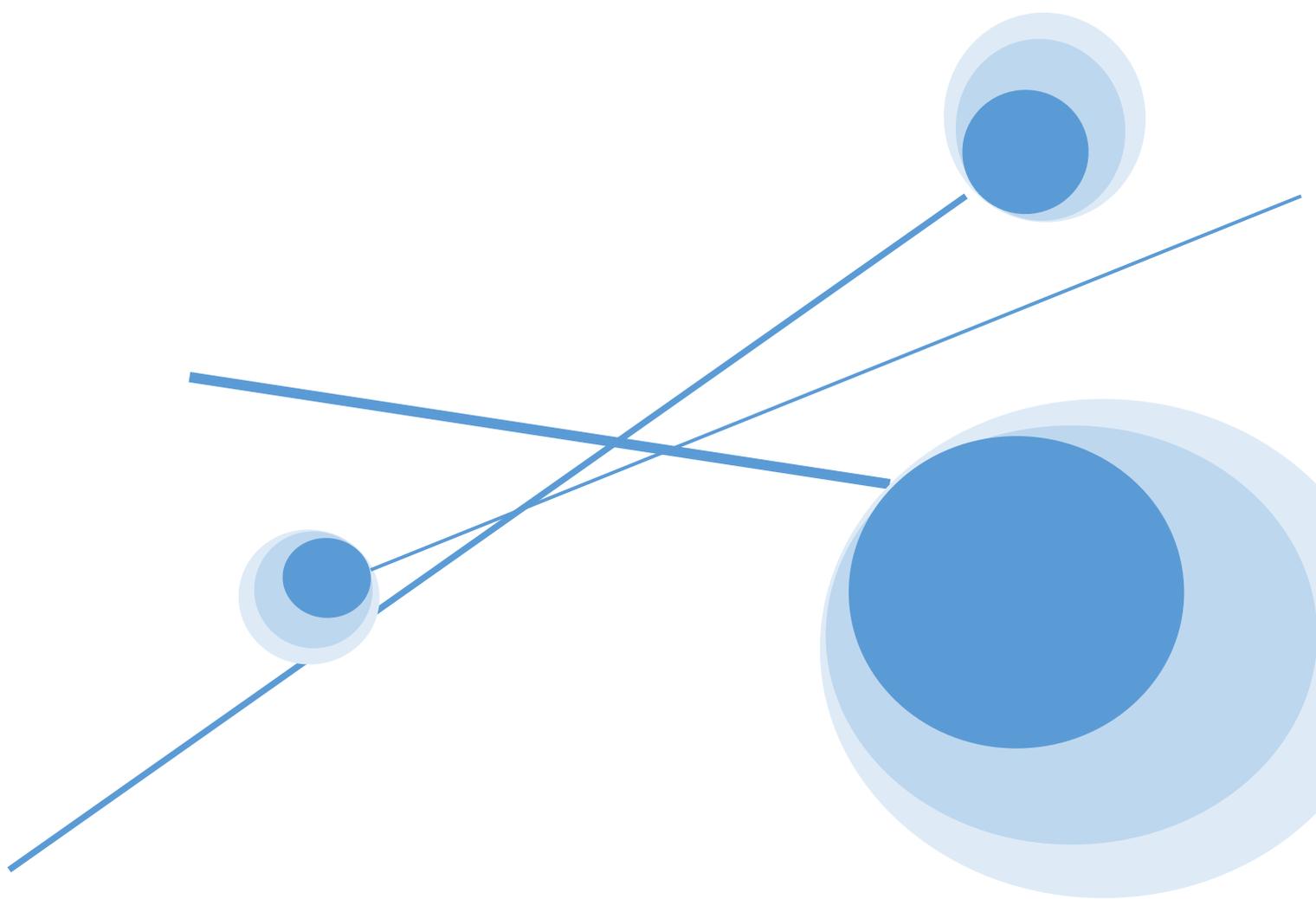


平成27年度

事業計画書



目 次

基 本 方 針 -----	1
I 企画調整部門	
総 務 係 -----	2～3
地域福祉係 -----	4～10
II 総合相談支援部門	
地域包括支援センター -----	11～15
紀北地域障がい者総合相談支援センター -----	16～21
III 介護サービス部門	
居宅介護支援事業所 -----	22
訪問介護事業所 -----	23～24
訪問入浴事業所 -----	25
尾鷲社協デイサービス “いきいき” -----	26
輪内デイサービスセンター -----	27～28
※ 尾鷲市福祉保健センター・ 輪内高齢者サービスセンターの管理運営 -----	29

基本方針

社会状況が大きく変容している中であって、地域の生活課題を受け止め、本会の基本理念である『誰もが安心して生活できるまちづくりを進めていく』をスローガンに、有効かつ効果的に地域福祉活動に取り組んでいきます。

現在、少子高齢化の急速な進行、地域のつながりの希薄化などに伴い、社会からの孤立感、生活や健康への不安などの問題が顕在化、深刻化しており、地域での人と人のつながりや地域福祉の推進が大きな課題となっています。

本会においても多様化している課題を把握し、今必要なこと、今後必要なこと等整理し、これらへの取り組みを含め、社協だからこそできる制度の隙間を埋めるサービスをどう創り育てていくのかを地域の皆さんと共に考え実行していきます。

新規事業として、平成27年4月に施行される生活困窮者自立支援法に伴う自立相談支援事業など尾鷲市からの委託等を視野に入れながら相談体制を整備していくとともに、障がい者の一般就労についても、国県より「障がい者就業・生活支援センター」の指定を受けて支援態勢の強化充実に努めます。また、楽しめる取り組みとして、本会のマスコットとなる「ゆるキャラ」を作成し、広報等のイラストやイベントに活用し、親しみやすい社協のイメージアップを図ります。

一方で「福祉保健センター」や「輪内高齢者サービスセンター」については、施設の開設以来、指定管理者として引き続き利用しやすい施設運営に努めていきます。

重点目標

- 地域と社協の顔の見える関係づくり
- 信頼される相談支援態勢の充実
- 活発な広報・啓発活動の推進
- 介護事業所の経営改善
- 共同募金運動の推進
- 災害ボランティアセンター運営体制の確立



I 企画調整部門

総務係

1. 活動体制の強化

(1) 会務の運営

- ① 役員会の開催
 - ア. 理事会（年4回以上）
 - イ. 評議員会（年4回以上）
- ② 必要な部会・委員会等の設置と定期的な開催
- ③ 定期的な監査の実施（年4回）

(2) 事務局体制の強化

- ① 所属長会議の充実による事業強化と連携及び総合調整
- ② 介護事業等の必要な職員の確保と介護支援専門員、介護福祉士等専門資格取得の奨励
- ③ 職員研修体制の強化・充実
 - ア. 初級、中堅職員研修、管理職員研修等への参加
 - イ. 職員の意識改革と資質向上を図るための職員研修及び課題別研修
 - ウ. 安全運転講習の開催、救急講習等への参加
 - エ. 東海北陸ブロック及び県等の研修会への参加
- ④ 事務処理の効率化
- ⑤ 新会計基準移行後の適切な会計処理
- ⑥ 情報公開に対応した文書管理と個人情報の保護

(3) 中長期事業計画策定に向けて

- ① 各係協同による既存事業の見直し
- ② 所属長等による目標整備

(4) 災害時における避難者安全確保体制と資機材の確保

- ① 職員災害応急体制の確立と有事における避難者受入
- ② 災害時活動資機材の備蓄
- ③ 小災害に対する見舞い、日用物資の援助
- ④ 各係協働で災害を想定した災害訓練の実施及び対応マニュアルの作成



2. 地域福祉財源の確保と活用

(1) 公的財源の確保

- ① 委託事業及び補助事業の確保

(2) 自主財源の確保

① 善意銀行寄付金品の受配と地域福祉基金の効果的な運用

(3) 地域福祉基金の活用 【新規】

① 地域福祉基金の有効活用を目的に、社協のマスコットとなる『ゆるキャラ』を作成し、各種イベント等で活用していく。

3. 近隣社協の連携強化

(1) 近隣社協との連携強化と協力体制の強化を図り、研修会の開催や広域的な活動の展開、災害時協力体制の推進

4. 福祉団体活動との連携と活動支援

(1) 尾鷲市民生委員児童委員協議会との連携強化

(2) 尾鷲市老人クラブ連合会との連携と支援

(3) 尾鷲市遺族会との連携と支援

① 尾鷲市戦没者追悼式の共催

5. 介護事業所の経営改善

(1) 介護事業所の経営改善の継続

① 「経営体」としての採算性・効率性の推進

6. 苦情解決体制の構築

(1) 苦情相談室の運営

① 苦情解決体制の確保

② 苦情解決責任者・苦情解決担当者の設置

(2) 第三者委員の委嘱

(3) 第三者委員会の開催（随時・定期委員会年2回開催）

(4) 第三者委員の研修（年1回）

(5) 苦情内容の記録、保存の管理

(6) 運営適正化委員会等の関係機関との連携、報告

(7) 事業所内での職員研修の開催

(8) 職員の質の向上、苦情の透明性の確保

(9) 住民への情報提供・広報活動、事業所内でのポスター掲示

(10) 地域からの要望、意見、苦情を吸い上げられる体制づくり

地域福祉係

1. 地域福祉活動事業

(1) 地域における福祉活動団体の支援

① 地区福祉委員会結成に向けた住民組織の立ち上げ

地区懇談会などを通じて、住民による福祉活動の推進を働きかけ、新たな地区福祉委員会の立ち上げを支援する。

② 助成金による活動資金の援助

ア. 基本助成：すべての地区福祉団体に対する定額の助成金

イ. 事業助成：あったかふれあい訪問や高齢者ふれあいサロン、世代間交流事業など事業実績に基づく助成金

ウ. 活動助成：各地区の社協賛助会費を活用した助成金



③ 福祉活動に関する相談援助

各地区の巡回や事業への参加を通じて、地区福祉委員会の活動や方針についての相談援助を行う。

④ 活動者同士の交流の場づくり

地区福祉委員会及び民生委員の交流会を開催し、活動についての情報交換や協力体制の強化、新たな活動立ち上げのきっかけ作りを行う。

⑤ 研修会の実施

活動者を対象とした研修会を開催し、活動者の育成を図る。

⑥ 地域内協議のサポート 【新規】

地域で福祉課題の協議を行えるよう、地域団体や住民同士の関係づくりを支援するため、住民座談会や協議会、勉強会の開催をサポートするほか、協議内容の相談や司会進行のサポートを行う。

(2) 福祉活動の啓発

① 地区福祉だよりの発行 【新規】

地区福祉活動について社協だより、社協ホームページを活用した広報活動を行うことで、地区福祉活動の見える化を図るとともに、新たな地区福祉委員会などの立ち上げに役立てる。

2. 赤い羽根共同募金運動の推進『じぶんの町を良くするしくみ』づくり

(1) 地域でささえあう募金活動の基盤強化

① 自治会をはじめとする各協力団体の協力のもとでの、戸別募金の維持・増強

- ② 街頭募金・イベント募金での積極的な市民へのPR活動
- ③ 市内の企業・団体、官公庁などの職域募金・事業所募金の維持・拡大
- ④ UMOUプロジェクト（羽毛製品リサイクル募金）を推進し年間を通じた市民への周知、関係諸団体への協力の呼びかけ
- ⑤ 福祉教育として位置づけによる学校との連携及び活動展開
 - ア. 児童生徒による募金活動の実施
 - イ. 共同募金配分金事業への児童生徒の参加
 - ウ. 教員・保護者への広報啓発
- ⑥ 配分団体への募金活動参加の呼びかけ
- ⑦ 尾鷲市共同募金委員会の充実
 - ア. 委員会の開催（年2回）
 - イ. 住民ニーズに沿った事業の精査と適正な配分金事業の実施

(2) 募金配分金による事業の充実

- ① 世代間交流事業（二次配分金事業）
 - 世代を超えた人と人のつながりをもてる町づくりを目的に、既存の自治会組織で実施している行事に対して資金の支援を行う。
 - 6団体：上限2万円までの助成を実施
- ② 障がい児者団体への配分金事業
 - 障がい児者自身やその家族が社会参加や自立をするために実施している活動に対して資金の支援を行い、維持・充実を図る。
 - 1団体：上限5万円までの助成を実施
- ③ おしゃべりほのぼのサロン事業の実施
 - サロンでの交流・体操・レクレーションなどを通して、地域の高齢者の生きがいづくりと見守り支援に取り組む。
 - 尾鷲 地区：月2回 福祉保健センター
 - 九鬼 地区：月1回 九鬼コミュニティーセンター
 - 早田 地区：月1回 早田コミュニティーセンター
 - 須賀利地区：月1回 須賀利コミュニティーセンター
- ④ 福祉協力校の福祉教育充実
 - 市内の福祉協力校（指定11校）への助成金
 - 11校：上限5万円までの助成を実施
- ⑤ 子育て支援事業
 - 各関係機関との情報共有を図り、子育て世代を支援する。
 - ア. 子育てグッズ「無料レンタル」事業
 - チャイルドシート、ベビーカー、ベビーベッドなどの貸出し
 - イ. 子育てグッズ「リサイクル」事業
 - 自宅で不要になった物品の仲介

- ウ. 子育て世代の仲間作りや子どもの遊び場として、児童コーナーの自由開放
毎月第2土曜日、第4月曜日（10：00～11：30）
- エ. 子育て情報コーナーの充実と絵本の貸出し
福祉保健センターロビーに情報コーナーを設置し、絵本の貸出しを行うとともに市内の子育て情報を発信する。
- オ. 関係機関との連携強化
子育て支援事業に関わる関係機関と、諸制度や事業の情報を共有し、協働で子育て支援を実施する。
- カ. 福祉映画会の開催
子どもの心豊かな成長の一助となるよう、身近なテーマで映画会を開催する。また、学生ボランティアがボランティア活動による充実感を得て、将来の進路を考える機会とする。
- キ. 親子もちつき大会&親子あそびの開催
伝統行事を通して、親子の交流、また地域における世代間交流をはかる機会とする。

3. ボランティアセンター事業

(1) ボランティア相談の充実

- ① 相談機関としてのPR活動とコーディネート力の強化
- ② コーディネーター業務の充実
 - ア. コーディネーターとして積極的に地域に出向き、ニーズを把握する。
 - イ. ボランティア活動を見直し、充実を図る。
 - ウ. 新たな活動を模索し、地域の特性に合った活動を支援する。
- ③ コーディネーター養成研修を通じた資質向上

(2) ボランティアセンターの機能強化と活動支援

- ① 各種助成金情報を登録団体に向け発信
- ② 各ボランティア団体の交流を目的とした団体代表者懇談会の開催及びボランティア全員を対象とした交流会・研修会の実施
- ③ 各団体が活動しやすい体制づくり
 - ア. ボランティア室の活用PRと環境整備
 - イ. 機材等の貸出
 - ウ. 万が一の事故に備えたボランティア活動保険加入の助成促進
(一人あたり100円の助成)
- ④ ボランティア団体助成金事業
活動の充実を図る目的として希望する団体に、助成金支援を行う。
13団体：上限2万円までの助成を実施

(3)災害ボランティア受入体制の強化

① 災害ボランティアセンター設置協定に向けた協議

災害ボランティア受入体制を強化するため、災害ボランティアセンターの設置について関係する団体との協議体を設置し、尾鷲市における災害ボランティアセンターの設置構想を作成する。

② 災害ボランティアに関する研修会の実施

関係団体を対象に災害ボランティアに関する研修会を開催し、ともに災害ボランティアについての理解を深める。

③ 関係団体との調整

災害ボランティアセンターの設置構想にむけた協力体制などの調整を行う。

(4)各種講座の開催

① 地域住民対象の講座開催

地域住民のニーズを把握し、生活に役立つ講座を開催する。

対象者：地域住民 回数：年1回

② しゃきょう子ども講座の開催

子どもたちの福祉教育の視点から子ども達の育ちの一助となるよう、地域の社会資源を活用した講座を開催する。

対象者：小学生 回数：年1回

4. 福祉教育事業の推進

(1)福祉協力校と情報交換・相互理解のため 連絡会議を開催

対象者：市内学校の福祉教育担当教員

回数：年1回

(2)福祉教育・ボランティア体験事業の実施

(3)資格取得に係る実習生の受入と支援

(4)福祉協力校の児童生徒を対象とした福祉作品コンクールの実施

市内小中学校の児童生徒を対象に、福祉作品コンクール(作文・標語 絵画)を開催する。審査委員会を経て決定した入賞作品は社会福祉大会にて表彰・朗読発表(作文)等を行うとともに、福祉の啓発に活用する。



5. 社協会員制度の推進

市民から社協の地域福祉活動に対する理解が得られるよう、事業内容を精査し、関係団体や関係者に対して、理解の輪を広げ積極的に働きかけを行う。

6. 総合相談機能の強化

住民生活の困りごと・心配ごとに対し、ワンストップ窓口として総合相談窓口を設置する。また地域包括支援センターや障がい者総合相談支援センター、外部機関と連携し、セーフティネットとしての相談機能を強化する。

(1) 相談事例勉強会の実施 【新規】

相談窓口を持つ地域福祉係、地域包括支援センター、障がい者総合相談支援センターで総合相談事例を通じた勉強会を開催し、情報交換とソーシャルワーク能力の向上を図る。

7. 低所得者への支援

(1) 生活困窮者自立相談支援事業の実施 【新規】

生活困窮者を対象とした自立相談を行い、生活困窮状態からの脱却を支援する。

- ① 新制度の周知・啓発
- ② 実態調査の実施
- ③ 関係機関との運営会議の開催
- ④ 支援調整会議の開催

(2) 家計相談支援事業の実施 【新規】

生活困窮者を対象に、家計管理についての相談援助を通して経済的自立を支援する。

- ① 関係機関との関係づくり
- ② 対象者の把握
- ③ 家計管理講座の開催

(3) 生活福祉資金貸付相談の実施

三重県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業を活用し、安定した生活が送れるようサポートする。

(4) 福祉金庫緊急貸付事業の実施

一時的な困窮状態など緊急的に金銭的援助が必要な方を対象として少額貸付を行う。

(5) 緊急食糧支給事業の実施 【新規】

一時的な困窮状態などで緊急的に食糧等の支援が必要な方を対象として現物支給などで短期間の食糧等支給を行う。

8. 援護事業の実施

(1) 災害に対する援護活動

(2) 「子どもの日」すこやか事業（児童支援事業）

(3) 「小学校卒業」記念品贈呈事業（母子父子支援事業）

9. 日本赤十字社事業および社資増強運動（日赤募金）への協力

- (1)募金協力団体等と連携した日赤募金運動の実施
- (2)災害時の日赤奉仕団活動の推進
- (3)赤十字義援金および救援物資の取り扱いと配布
- (4)救急法講習会の開催
- (5)日赤奉仕団を中心とした炊き出し訓練実施



10. 福祉団体活動支援

(1)尾鷲市身体障がい者互助会の活動支援

- ① 役員会、総会、研修会、各種行事の実施
- ② 三重県身体障害者連合会紀州ブロック会議への参加
- ③ 第61回三重県身体障害者福祉大会の紀州ブロック共同開催（紀宝町）

11. 福祉保健センター貸館業務の実施

市内の福祉および保健事業の拠点として、市民に有効利用されるように利用者の視点に立ち相談に乗り、適正な貸館管理を行う。

12. 各種福祉大会の開催と広報活動

(1)尾鷲市社会福祉大会の開催

福祉に功労のあった市民を顕彰し、その労をねぎらうとともに、福祉作品コンクールの表彰及び発表を行うことで市民に福祉への理解を広め「福祉のまちづくり」への参画を目指す。

(2)尾鷲市ふれあいスポレク祭2015の開催

参加者が障がいの有無に関わらず、レクレーションを通して交流を深め、互いのことを考えるきっかけづくりとする。

(3)広報誌「おわせ社協」の発行

本会事業の周知と福祉の啓発を目的に、全世帯に向けた広報誌を年間4回（5月・7月・10月・3月）発行する。

13. きほく日常生活自立支援センター（旧：紀北地域権利擁護センター）

(1)充実した利用者支援の実施

- ① 利用者との信頼関係の構築とプライバシー保護
- ② 聞き取り調査による状況把握
- ③ 利用者本位に基づいたサービス計画の立案と適切な支援
- ④ 定期的な利用に関する本人の意思確認と計画の修正
- ⑤ 各種預かりサービスの適正な管理と定期監査の実施
- ⑥ 法人後見等を見据えた、利用解約者に対する助言指導

- (2)新規ケース・困難ケースへの迅速な対応
- (3)他機関との連携
 - 行政、地域包括支援センター、紀北地域障がい者総合相談支援センター「結」、介護サービス事業及び居宅介護支援事業所等との連携を強化する。
- (4)専門員・生活支援員の資質向上
 - 支援技術などの資質向上に向けた専門員・生活支援員研修を開催する。
- (5)契約締結審査会への出席（月1回）

14. 後見サポート事業

- (1)成年後見制度の活用に関する相談
 - 住民の成年後見制度活用に関する相談や成年後見人等受任者の相談援助を行う。
- (2)住民・関係者に対する啓発
 - 成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する制度の周知を図り、住民の権利意識の向上と制度活用による権利擁護支援を後押しする。
 - ① 成年後見制度に関する勉強会の実施【新規】
- (3)法人による成年後見人等の受任
 - ① 審判に基づく被後見人等の支援（身上監護・財産管理）
 - ② 運営委員会の設置・実施
 - ③ 内部監査の実施（年1回）

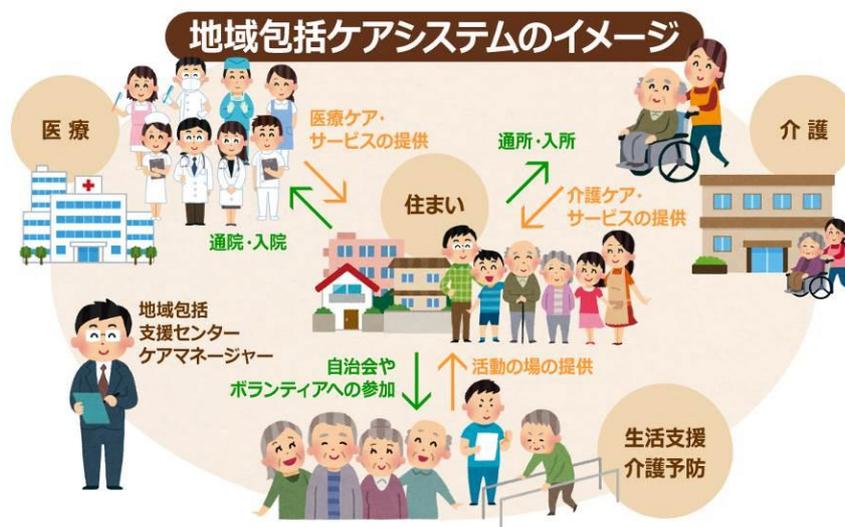
Ⅱ 総合相談支援部門

地域包括支援センター

[基本方針]

尾鷲市の高齢者の心身の健康の保持、生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健・医療の向上、福祉の増進を包括的に支援していく。

【事業種目】 包括的支援事業、任意事業



住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が推進されています。

[重点目標]

- (1) 認知症の人や家族が安心して生活でき、住民同士の支え合いができるまちづくりを目指して、認知症についての周知・啓発を行うとともに専門医療機関と連携して認知症の人や家族を支援していく。
- (2) 多様な生活支援サービスが利用できる地域づくりを目指して、実態調査を行い不足しているサービスや社会資源の開発や導入にむけての働きかけを行っていく。
- (3) 高齢者の心身の健康の保持を目指して、早期から対象者自身が積極的に介護予防を実施できる仕組みづくりを推進していく。

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援

地域に住む高齢者の問題を軽減して安心して暮らせるよう、専門的に問題

解決に導く機能を確立し、関係機関との連携、ネットワークの構築を図っていく。

① 総合相談窓口の設置

地域の高齢者および関係者を対象として、総合的な相談窓口を設置し、包括的な相談援助を行う。

② 地域包括支援センターの周知

包括支援センターの事業内容などを記載した「包括だより」（年4回）の発行や尾鷲市社会福祉協議会の広報誌への記事の記載及び事業活動を中心に地域包括支援センターの周知を図っていく。

③ 地域ケア会議の開催

個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげる会議を開催する。

(2) 権利擁護

地域に住む高齢者が権利を侵害されることなく尊厳ある生活と人生を送れるよう高齢者本人の権利を擁護していく。

① 高齢者虐待の防止

ア. 高齢者虐待相談窓口の設置及び高齢者虐待防止に関する周知・啓発を行うとともに行政担当部局（市役所福祉保健課高齢者・児童係）及び関係機関と連携して問題の解決を行う。

イ. 関係機関による高齢者虐待防止に関する研修会や意見交換会を実施する。

② 認知症高齢者への支援

ア. 尾鷲市の市民を対象として認知症の人や家族を支援するサポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催する。（年5回）

イ. ※認知症サポーターに対して「フォローアップ研修」を実施し、地域において、認知症の人の居場所作りなどの支援を行う人材の育成を図っていく。（年1回）

ウ. 医療機関と連携して、認知症患者を地域で支えるための体制として「認知症地域勉強会」を開催する。（年1回）

エ. 認知症があり徘徊する高齢者を地域で見守る「見守りネットワーク」の構築等に向けた支援活動を実施する。

オ. 「認知症高齢者見守り連絡票」により徘徊による行方不明や事故などのリスクが高い高齢者についての情報を、事前に関係機関（尾鷲警察署生活安全課）へ文書により提供する。

③ 福祉制度の活用

ア. 認知症等により判断能力が十分でない人に日常生活



活に必要な金銭管理などの相談や援助を行う、「日常生活自立支援事業」（地域福祉権利擁護事業）の活用を支援する。

イ．認知症等により判断能力が十分でない人に財産管理や日常生活に必要な契約などの支援を行う、「成年後見制度」の活用を支援する。

ウ．「出前講座」を開催し各種福祉制度の説明や活用方法の周知を図る。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の状況に応じて、自宅でも施設でも途切れることなく一貫した支援が受けられるよう、保健・医療・福祉の各専門機関や専門職種のネットワークを構築していく。

① 地域包括ケア会議の開催（年28回）

尾鷲市より委嘱された行政・福祉・保健・医療関係者等を委員として、地域包括ケアシステムの実現のために必要な検討及び関係機関のネットワークを構築して行く。

「在宅医療・介護連携」「生活支援検討」「介護予防検討」「虐待早期発見ネットワーク」「連絡調整会議」等の5つの部会を設けて研修会、検討会を実施する。

② 居宅介護支援事業所連絡会議の開催（年4回）

市内及び近隣の居宅介護支援事業所の代表等の参加を集い、研修会、事例検討会、ケアマネジャーの交流会等を実施する。

(4) 介護予防ケアマネジメント

加齢に伴う身体状況及び環境の変化に応じて、さまざまな社会資源を活用しながら、高齢者ができる限り要介護状態とならず、自立した生活が送れるよう介護予防をマネジメントするとともに、予防の重要性を周知する。

① 要支援認定者の介護予防ケアマネジメント

ア．毎月、約240名の利用対象者を見込み、約160名の予防ケアプランを地域包括支援センターで作成し、約80名の予防ケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託する。

イ．介護保険制度改正のための準備【新規】

・平成29年4月より、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、介護保険のサービスから市が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行する。円滑に利用者へのサービスが移行できるよう準備を行っていく。

・平成29年4月以降に（現行のサービス以外の）多様なサービスが円滑に利用できるよう、不足しているサービスの開発や導入にむけての働きかけを行っていく。

② 二次予防事業対象者の介護予防ケアマネジメント

ア. 二次予防事業対象者のうち二次予防事業（介護予防教室）に参加する意向のある人（約80名）に対して介護予防ケアマネジメントを実施し、必要に応じて介護予防計画の作成を行い、実施状況の把握、評価を行う。終了後は一次予防事業やサロン活動等を紹介し、高齢者の心身の状態に応じて、切れ目なく介護予防が行えるよう支援する。

イ. 介護保険を申請して非該当となった人や相談者のうち基本チェックリストに該当されて、二次予防事業（介護予防教室）に参加意向のある人への介護予防ケアマネジメントを行う。



2. 任意事業

(1) 介護給付費等費用適正化事業

① ケアプラン点検事業（紀北広域連合主催）（年4回参加）

ケアプランの内容が「自立支援」に資する適切な内容となっているか等、ケアプラン作成者の介護支援専門員とともに検証確認しながら、良い気づきを促すことにより質の高い高齢者支援となることを目的とする。

（紀北広域連合、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの主任介護支援専門員で実施）

(2) 家族介護支援事業

① 介護者への支援

ア. 高齢者を介護する家族の精神的負担軽減と相互の情報交換を目的とした交流会を開催する。（年3回）

イ. 介護者の介護技術を向上させ、介護負担を軽減させるための研修会を開催する。（年1回）

ウ. 認知症の人を介護されている家族者間の交流や介護助言を目的に「つどい・交流会」を開催する。（NPO法人HEART TO HEART三重支部共催）（年2回）

(3) 福祉用具・住宅改修利用支援

① 福祉用具の利用支援

福祉用具の利用について、相談・助言及び利用支援を行う。

② 住宅改修の利用支援

住宅改修に関する相談・助言及び住宅改修にかかる必要書類の作成を行う。



3. その他

(1) 各種研修会への参加

(2) 各種会議への出席

- ① 地域包括支援センター運営協議会（年2回）
- ② 東紀州地区、地域包括支援センター連絡会議（年1回）
- ③ 東紀州・伊勢地区、地域包括支援センター連絡会議（年1回）
- ④ グループホームわらべ運営推進会議（年6回）
- ⑤ グループホームしあわせ運営推進会議（年6回）
- ⑥ あいあい日向グループホーム運営推進会議（年6回）
- ⑦ あいあい日和グループホーム運営推進会議（年6回）
- ⑧ グループホームあいあい運営推進会議（年6回）
- ⑨ グループホーム南風運営推進会議（年6回）
- ⑩ グループホームゆりかご運営推進会議（年6回）
- ⑪ 地域密着型小規模特別養護老人ホームあかつき運営推進会議（年6回）
- ⑫ 小規模特別養護老人ホームあさひ運営推進会議（年6回）
- ⑬ 養護老人ホーム聖光園入所判定委員会

(3) 定例ミーティングの実施（地域包括支援センター内の打ち合わせ）

- ① 新規相談ケースについての検討（月1回）
- ② 各自担当ケースについての相談・報告（月1回）

(4) 事例検討会の開催（行政等関係機関との担当者会議）

- ① 処遇困難ケースの事例検討会
- ② 虐待対応ケースの事例検討会

紀北地域障がい者総合相談支援センター

[基本方針]

障がい者のライフステージに応じた地域生活を支援するために福祉サービスの利用援助（情報の提供、日常生活の相談・援助等）を障がい者の身近な地域で行う。また、地域で安心した生活を継続し、障がいの有無により、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するという総合支援法の理念にもとづいた相談支援を展開する。

【事業種目】

紀北圏域障がい者地域生活相談支援事業

障害者就業・生活支援センター事業 【新規】

障がい児等療育相談支援事業

障がい者社会参加促進事業

指定特定相談支援事業

指定障害児相談支援事業

指定一般相談支援事業

日中一時支援事業

[重点目標]

(1) 基幹型相談支援センターとしての機能強化

平成27年度より、障がい者総合相談支援センターの機能強化を行い、基幹型相談支援センターとしての役割を担う。従来の相談支援事業だけでなく、より専門的な相談支援が展開できるようにする。また、新たに加わる役割として、権利擁護、虐待防止・地域の相談支援体制強化と人材育成・地域移行、地域定着が上げられる。初年度は基幹型支援センターが担う地域課題を訪問を中心に行いながら整理していく。

(2) 就業生活支援体制の構築

障がい者の就労支援については、国の雇用安定化事業である就業・生活支援センター事業を平成27年1月より新たに受託した。障がい者の一般就労支援に向けて雇用先の開拓や職場実習を強化していく。また、就業・生活支援センターとして、就労連絡、連携会議の開催や在職者交流会を年4回開催していく。今年度の目標を一般就労5名、職場実習10名として達成にむけて取り組んでいく。

(3) 紀北地域協議会活動の充実

「みんなが声を出して仲間と一緒に自分たちがつくるまち」をスローガン

に行っている各部会活動を継続するとともに、活動内容をまとめ、紀北地域協議会本会へ提案し、地域の課題や解決策を検討していく。平成27年度からは「紀北地域障がい者福祉計画」及び尾鷲市、紀北町の「障害福祉計画」の進捗管理をPDCAサイクルによる分析、評価を通して行う。

1. 紀北圏域障がい者地域生活相談支援事業

(1) 総合相談支援

地域で生活する障がい者等の相談に応じ、情報の提供及び助言を行う。

- ① 制度体系や各種サービスの内容について資料などを活用しながら分かりやすく情報提供や助言を行う。必要に応じて申請や利用手続きの援助を行う。
- ② 来所や電話での相談支援のほか、自宅や日中活動の場、医療機関等へ積極的に訪問して相談支援を実施する。
- ③ 相談の内容に応じて、各専門機関や広域的な機関の情報提供、紹介を行う。
- ④ 生活が維持できるだけでなく、生活の質を高めてもらおうよう、清潔の保持・健康管理・余暇活動等に関して情報提供や助言を行う。また、スケジュール帳や金銭管理表等の活用、地域の一員としての社会参加の機会が持てるように助言する。

(2) 権利擁護のための必要な援助

人権意識を高く持ち、障がい者の人格や個性を尊重し、権利を擁護する活動を行う。

- ① 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用について支援する。
- ② 虐待防止の窓口の一端を担うとともに、予防的な支援活動を行う。
- ③ 定着支援センターや保護観察所と協力し、触法障がい者の支援の一端を担うとともに、予防的な相談支援活動を行う。

(3) 計画相談連絡会議、個別支援会議の開催

計画相談の経過措置が終了し、今後は計画の質を高めるため困難事例検討や情報共有を行っていく。多くの問題をかかえている方や深刻な問題に直面している方の個別支援会議を開催し、関係機関と連携協力して問題を整理していく。支援会議の積み重ねから地域に多い事例を集めて地域課題として協議会へ提案していく。また基幹型センターとして計画相談事業所との役割分担や後方支援を行い、地域の相談支援を担う人材育成を目指す。

(4) 紀北地域協議会の運営

障がいのある人も権利の主体として暮らしやすい地域づくりを目指し、障がい者を取り巻く地域の課題について、当事者や家族の参加を促しながら、官民共同で解決策を考えていくしくみをつくる。平成27年度からはPDCAサイクルによる改善、評価システムを取り入れ福祉計画の成果目標達成の進

渉管理を行いながら部会活動を進める。

部 会 名		回数	活 動 内 容
運営部会		年20回 以上	部会や本会の準備、連絡調整、本会に提案する方法・資料作成を行う。福祉計画の進捗管理をPDCAサイクルを用いて行う
参加型部会	くらし部会	年6回	「住みよいまちづくり」について活動を継続する。マップ作りを通して障がい者理解を広げるだけでなく、当事者の生活の幅を広げる活動につなげていく
	相談部会	年6回	地域生活支援拠点（グループホーム）について、検討する（福祉計画成果目標：障がい者の地域生活支援）
専門部会	就労部会	年8回	就労に関する地域課題について検討。就業・生活支援センターの指定を受け代表者会議、連絡会議と共有しながら進める（福祉計画成果目標：福祉的就労から一般就労への移行）
	こころ部会	年5回	精神科病院だけでなく、施設からの地域移行も検討する。部会構成メンバーについても入所施設の参加を依頼していく（福祉計画成果目標：施設入所者の地域生活への移行 入院中の精神障害者の地域生活への移行）

各部会活動のほかに平成19年度から取り組んでいる「避難訓練」は年2回継続して実施する。また圏域研修についても継続して行い、支援者のスキルアップに努める。



(5)ピアカウンセリング、セルフヘルプ等の育成支援

ピアサポートとは「体験を共有し、ともに考える」ことで、ピアサポーターが地域で暮らす障がい者に対して支援活動を行うための体制づくりや助言を行う。紀伊長島地区で行っている精神障がい者サロンの世話人活動を継続するほか、平成27年度からは、サロンを尾鷲市、海山区でも行い、精神障害者の方の居場所作りとピアサポーターの育成を行う。就労体験サロンを運営しているボランティア団体に協力をしてもらい、ピアサポートの機会を提供していく。

(6)当事者活動の支援

カラオケや陶芸、調理などのレクリエーションに参加し休日を過ごすウィークエンドサークルや障がい児と地域の子どもが一緒に楽しむ、おもちゃ図書館、視覚障害者の方の外出・交流支援、盲導犬の啓発に当事者と一緒に取り組む。また、基準該当サービスなど、新たに障がい福祉サービスを開始する事業所へ訪問し支援方法等の相談にのる。

2. 障害者就業・生活支援センター事業【新規】

平成27年1月から雇用安定等事業である障害者就業・生活支援センター事業を受託し障がい者就業・生活支援センター結を開設した。一般就労を目指す地域の障がい者の方に就労支援だけでなく生活支援、余暇活動支援等を行う。

(1) 相談・支援の実施

- ① 求職・就業及びこれに伴う日常生活上の問題について必要な指導及び助言、その他の援助を行う。
- ② 事業主に対して障がい者の就職後の雇用管理に係る助言等を行う。
- ③ ハローワークと連携し、職業準備訓練及び職場実習を行う。

(2) 職場定着促進のための在職者交流活動の実施

在職者を対象として職場での悩み等を話し合う交流の場を定期的に提供し不適応課題の早期把握・改善を図り職場定着を促進する。(年4回)

(3) 関係機関との連絡会議の開催

就労にむけての支援体制を構築するために労働局、ハローワーク、地域障害者職業センター、福祉事務所、関連事業所等の関係機関と連絡会議を開催し連携を強化する。(年6回)

3. 障がい児等療育相談支援事業

障がい児や家族の相談支援を行うことで、住み慣れた地域での生活を支援し療育機能の充実を目指す。

(1)療育相談

訪問、来所、電話等により各種の相談を行う。福祉サービス等の利用に関する助言や調整、生活相談を行う。相談の内容に応じて、各専門機関や広域

的な機関の情報提供、紹介を行う。

(2)療育指導

「すまいる教室」を開催し、障がい児や発達気になる子どもに小グループによる療育指導を行う。親子参加を基本とし子どもだけでなく保護者の孤立を防ぎ、相談や他の保護者との交流の機会とする。今後は人数の増加に対応しグループを増やし内容の充実を図る。また、療育プログラムの研究と療育教材の充実力を入れていく。年4回の「風の広場」を継続し、社会資源が少ない地域の就学前の児童に専門療育の機会を提供していく。

(3)個別指導援助のための検討会

年2回、保健師、保育所や幼稚園、言語療法士等が参加するカンファレンスを個別に開催する。

(4)発達障害児の早期発見システムへの参加協力

(5)関係機関との連携・療育連絡会議の開催

地域の病院、母子保健関係機関、療育関係機関、教育機関、サービス事業所保護者会等と支援ネットワークを構築しとぎれない支援を行う。療育連絡会議を開催し関係機関との連携強化や地域における療育のあり方を検討する。

(6)乳幼児検討委員会への参加

紀北医師会主催の検討委員会に参加し、乳幼児健診での発達気になる子どもへの支援を継続して行う。



4. 障がい者社会参加促進事業

教室等に参加することで地域での居場所作りや社会参加の経験を重ねる。また普段と異なる方との交流する機会をもつ。

(1)音楽教室

毎月開催 音楽療法士の指導のもと、演奏や合唱、リズム遊び等を行う。

(2)フラワーアレンジメント教室

毎月開催 講師の指導のもと、フラワーアレンジなど創作活動を行う。

(3)生活訓練

視覚障害者の方の歩行訓練や料理指導、パソコン練習など行う

5. 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

計画相談の経過措置が終了することに伴い平成27年からは、専任の相談員を配置し市町委託の相談とは分けて行う。計画作成にあたっては、本人および家族等の状況や希望・困り事を聞き、一緒にこれからの目標や課題について整理する。その上で本人の強み（ストレングス）や本人の意欲・主体性の向上（エンパワメ

ント)の視点を大切にした計画相談を行う。

6. 指定一般相談支援事業(地域移行支援・地域定着支援)

障がい者が住みなれた地域を拠点として、本人の意向に即して充実した地域生活を送ることができるよう病院や施設から地域へ移行するまでの6か月間(移行支援)と移行後の1年間(定着支援)に個別の移行計画に沿った手厚い支援を実施する。

7. 日中一時支援事業

夏休み等の長期休暇において、家庭外での居場所が必要な障がい児に対して日中一時支援サービスを提供する。



8. その他

(1) 各種研修会への参加

(2) 各種会議への出席

- ① 総合相談支援センター代表者会議
- ② 三重県相談支援部会(年4回)
- ③ 三重県療育部会(年4回)
- ④ 三重県就労部会(年4回)
- ⑤ 障害者就業・生活支援センター連絡会議(年1回)
- ⑥ 医療観察制度福祉サービス事業所連絡会議(年2回)
- ⑦ 矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた連絡協議会(年1回)
- ⑧ 三重県精神障がい者福祉事業所連絡会議(年6回)
- ⑨ 尾鷲地域精神保健福祉危機対応ネットワーク会議(年1回)
- ⑩ 尾鷲地域依存症ネットワーク会議(年1回)
- ⑪ 知的障がい者入所調整会議(年4回)
- ⑫ 要保護児童対策地域協議会(年2回)

(3) 定例ミーティングの実施

Ⅲ 介護サービス部門

居宅介護支援事業所

1. 重点目標

利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者、家族の意向をもとに必要度の高い介護ニーズに対して効果的なサービスを提案し、利用者が望む生活に近づけるよう最善のケアプランを提案していく。地域に愛され利用者から選択される事業所を目指し、新規利用者の確保に努める。また、専門職として資質向上を念頭に置いた各種研修の参加を積極的に行い、職員の技量を高めていく。

2. 事業方針

(1)管理者を中心とした組織づくりで業務全般の改善を行い、地域から信頼・選択される事業所を目指す。

- ① 利用の申し込みに係る調整
- ② 業務の実施状況の把握
- ③ 効率的・有効的な指揮命令及び業務管理の一元化

(2)利用者や家族の在宅における生活意向を考慮したケアプランを作成する。

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 利用者、サービス事業所との連絡調整
- ③ サービス担当者会議の開催
- ④ 実施状況の把握

(3)医療機関との連絡・連携を行う。

入退院時をはじめ、医療機関などと利用者に関する情報共有を行う。

(4)介護保険要介護認定調査の適正な実施（受託事業）

(5)ケアマネジメントの質の向上を図る。

- ① 日常業務の個々の機会を通して職員相互間で切磋琢磨していく。
- ② 居宅介護支援事業所連絡会や高齢者虐待防止に関する研修などの外部研修に積極的に参加し、個々の職員の技量を高める。
- ③ 認知症、独居高齢者に関する知識や援助技術の習得で、質の高いケアの充実に貢献し、サービスを強化する。



訪問介護事業所

1. 訪問介護・障害福祉サービス事業

(1) 重点目標

地域に愛され利用者から選択していただけるサービスを提供するため、全職員のレベルアップを重点目標とする。特に認知症高齢者の増加に対応するため認知症の支援に関する研修や医療との連携に必要な医療知識についての研修を計画的に行っていく。また、特定事業所加算等取得できるよう体制を整えていく。

業務全般の効率化に重点を置き、常勤職員の業務内容の改善を図る。

(2) 事業方針

- ① 管理者を中心とした組織作りで業務の効率化
 - ア. 従業者および業務の管理を一元的に行う。
 - イ. 従業者に必要な指揮命令を行う。
- ② サービス提供責任者の業務を明確化し、効率的・効果的な組織運営を行う。
 - ア. サービスの申し込みに係る調整を行う。
 - イ. 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。
 - ウ. サービス担当者会議など、居宅介護支援事業所と連携を図る。
 - エ. 訪問介護員に対して具体的な援助目標や援助内容を指示し、利用者の状態について情報を伝達する。
 - オ. 訪問介護員の業務の実施状況を把握する。
 - カ. 訪問介護員の能力や意見を踏まえ、有効かつ効果的な業務管理を行う。
 - キ. 訪問介護員に対する計画的研修、技術指導を行う。



- ③ 利用者・家族のニーズを尊重した介護サービス計画書の作成と、質の高いサービスの提供を行う。
 - ア. 利用者に関する情報、サービス提供にあたっての留意事項の伝達および訪問介護員の技術指導を目的としたチーム会議を定期的に開催する。

- ④ 研修等を通じて臨機応変力等を身に付ける。
- ⑤ 苦情処理や業務事故に対しては管理者を中心に、誠実に対応する。
- ⑥ 事務処理をはじめとする業務全般の改善と利用者ニーズの発掘を行う。

2. 保険外サービス事業

病院等、入退院に伴う送迎等のサービス提供に当たり、介護保険でのサービス提供が前提であるという本事業の本来の姿を再確認し、本人にとって必要で、自立を妨げない範囲でのサービス提供に努める。

3. 一般乗用旅客運送事業（患者等輸送事業）

介護輸送では、介護が必要な利用者に対する輸送であるという意識を持ち、これまで以上に利用者の安全に配慮した車両管理と運転技術の向上を目指す。

- (1) 運行管理体制の確立と安全運転の励行および研修などの実施
- (2) 必要な人材確保（普通自動車第二種運転免許）と効果的な運営

訪問入浴事業所

1. 重点目標

近年、福祉施設の充実により、訪問入浴での利用者数が減少しているが、市内で唯一当事業を実施しているという強みを生かし、居宅介護支援事業者、医療機関等の関係機関との綿密な連携を図ることで、ニーズに応じたきめの細かいサービスの提供をめざしていく。

利用者が住み慣れた家での生活を維持できるようなサービス提供を迫及するとともに、笑顔での対応に心がける。また、サービスの質の維持向上のためのカンファレンスを始めとした研修等を行い、職員のレベルアップを図る。



2. 事業方針

(1) 情報を共有し、管理者を中心とした効率的な事業運営

- ① 従業者および業務の管理を一元的に行う。
- ② 業務の実施状況を的確に把握し、スムーズな運営を図る。
- ③ 広報等を活用し、在宅での入浴サービスの認識を深め、利用者増に繋げる。

(2) 各関係機関等との連携を密にし、常に利用者の心身の状況把握

- ① 介護事業所のサービス提供責任者やサービス担当者会議などを通じて、利用者の心身の状況や環境に沿ったサービスを提供する。
- ② 居宅介護支援事業者や保健医療サービス及び福祉サービス提供者などと連携を図る。

(3) 職員のレベルアップを図り、質の高いサービスの提供

- ① 「利用者・家族への思いやり」をモットーに質の高いサービスの提供とともに笑顔、親切丁寧等により、信頼サービスを追求する。
- ② 衛生管理やサービスに関する知識と技術を身に付けるため、チームカンファレンスや研修を実施する。
- ③ チームワークを重視し、資質向上を図り、安心して仕事のできる職場づくりに努める。

(4) 苦情処理や業務事故に対する管理体制の強化・整備

尾鷲社協デイサービス “いきいき”

1. 重点目標

介護保険改正に向けて、要介護者の利用を促進し、デイサービス機能の充実を図り、収益を確保する。また介護予防拠点としての使命である一次予防・二次予防の充実を図る。

2. 事業方針

(1) 管理者を中心としたスムーズな事業運営を行う。

- ① 従業者の管理を一元的に行う。
- ② 利用の申し込みに係る調整を図る。
- ③ 業務状況を常時把握した上での運営を行う。
- ④ 従業者に必要な指揮命令のもと、業務管理を一元的に行う。

(2) 各関係機関との連携と利用者の心身の状況把握に努める。

- ① ケアプラン作成に関わる関係者が協議するサービス担当者会議などを通じて、心身の状況や環境に沿ったサービスを行う。
- ② 地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、保健医療サービス、福祉サービス提供者等と連携を図る。

(3) 職員のレベルアップと各専門職の知識と技術を集約し、各種加算の取得を目指すとともに新規利用者や一般高齢者などと交流を図り、利用者増に繋げる。

- ① 衛生管理やサービスに関する知識と技術を身につけ、個々の職員のレベルアップを目的とした研修を実施する。
- ② 利用者に関する情報やサービス提供にあたっての技術指導などを目的とした会議を定期的で開催する。
- ③ 機能訓練指導員、生活相談員、介護職員が協同してサービスの提供を行う。
- ④ 利用者ニーズを最優先に考えると同時に、残存機能の維持・向上を目的とした介護予防サービスを心がける。
- ⑤ マッサージ師等を配置し、新たなサービスを提供し利用者増を図る。
- ⑥ 利用者間の交流や介護保険利用者増につながる交流会等を開催する。



輪内デイサービスセンター

1. 重点目標

介護保険サービスのデイサービスと障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護（障害者デイサービス）を事業の中心として実施しており、法令順守のもと利用者本位のサービスを提供する。在宅生活の維持や自立支援、生活の質の向上などに取り組むとともに輪内センターを支える職員のレベルアップにも努めていく。

また、地域の高齢者がいつまでも元気に生活ができるように支援する一次予防・二次予防事業（市受託事業）にも力を注ぎ、地域に信頼される事業所づくりを目指す。



【概要】

- 利用定員 : 1日30人
1ヶ月平均300人の小規模通所介護事業所
- サービス内容 : 送迎サービス、健康チェック、入浴サービス、
レクリエーション活動、食事サービス、機能訓練
- 年間行事等 : (春)花見、(夏)夏祭り、(冬)クリスマス会、その他
保育園・学校・地域サークル・実習生・ボランティアの受入れ

2. 事業方針

(1) 質の高いデイサービスを提供

利用者や家族の意向を尊重しながら、管理者や生活相談員など専門職により利用者の心身の状態を把握し、一人ひとりのニーズに合わせた質の高いサービスを提供する。また、常に適切なサービスを実施するために、サービス内容を定期的に評価検証し、サービス内容の見直しを行っていく。

(2) 利用者に応じたプログラムを実践

送迎、入浴、食事、排泄行為などについて、利用者の心身の状態に応じて支援する。機能訓練やレクリエーションでは、利用者自らが主体的に取り組むよう働きかけ、身体機能の維持・向上を図ることで在宅での生活に結びつけていく。

(3) 利用者および家族、関係機関と連携

利用者の心身の状態については家族をはじめ、主治医や介護支援専門員など関係者と常に連携を図り、利用者の小さな変化も把握し、サービスの向上につなげる。

(4)職員の資質向上

- ① 介護技術や接遇技術の向上だけでなく、利用者の思いに気づき、利用者寄り添う介護を実践する。
- ② 事業所の都合ではなく、利用者の都合を考え行動する。
- ③ 1年に1回以上全体研修を行い、接遇や介護技術を習得する。
- ④ デイサービス業務終了後に行う終礼で、利用者の状態やサービスの質について意見を出し合い、全員が共有できる体制づくりに努める。
- ⑤ 職員の要望をくみ上げ、働きやすい職場を目指す。
- ⑥ 職員一人ひとりが広い視野を持ち、事業所全体を見つめ直し改善していく、
- ⑦ 個人情報の保護・管理については十分に配慮し、守秘義務は遵守する。

(5)迅速かつ適切な緊急・災害時対応

- ① 事故発生時はマニュアルに沿って迅速かつ適切に対応する。
- ② 事故が発生した原因、対策を総合的に検討し、今後の事故防止の対策として活用する。
- ③ 利用者の状態が急変した場合、マニュアルに沿って対応するとともに、家族・主治医・関係機関等に速やかに連絡し、状況によっては、救急車を要請するなど、利用者の命を最優先に考える。
- ④ 当所および近隣で火災が発生した場合は、防火管理者の指示に従い、利用者の安全確保を第一に考えて行動する。
- ⑤ 地震や津波が発生した場合は、利用者の避難誘導など安全確保を行い、当会本部、尾鷲市災害対策本部と連携し、二次災害の防止に努める。
- ⑥ 消火訓練・避難訓練を年2回以上実施する。

(6)適切な苦情対応

利用者やその家族からの苦情・要望は今後のサービス提供を行う上で、大切な提言であると捉え誠実に対応する。苦情を受けた際は苦情報告書を作成し、適宜、検討のうえ改善策を講じる。

(7)衛生管理

- ① 事業所の設備・備品等は定期的に消毒を施すなど、清潔の保持や衛生管理に十分留意する。
- ② 職員は感染症に関する基礎知識の習得に努め、年1回以上の健康診断を受診する。

尾鷲市福祉保健センター、輪内高齢者サービスセンターの管理・運営

1. 共通方針

- (1) 施設の効果的な管理運営
- (2) 館内施設機能の有効活用及び利用者のニーズの把握と適切な対応
- (3) 地域福祉、保健向上、市民活動のための有効な活用

市内の福祉および保健事業の拠点として、市民に有効利用されるように利用者の視点に立ち相談に乗り、適正な貸館管理を行う。

- (4) 災害時における避難収容施設として受け入れ体制の整備

2. 輪内高齢者サービスセンター

(1) 社会福祉協議会の分室

- ① 地区福祉委員会活動の推進
- ② ボランティア活動の推進
- ③ 福祉に関する各種相談事業の実施
- ④ 各種募金事業

(2) 輪内地区配食サービス事業の実施

- ① 輪内地区での生活支援型配食サービス事業の受託及び自主事業「あったか弁当」の実施（週3回）